

「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾）」の申請受付を開始します

千葉市では、エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた中小企業者を支援する市独自の支援金（第3弾）の申請受付を5月9日（金）から開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響で厳しい経営環境が続く中小企業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金として、令和6年4月から令和7年3月までを対象とした「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾）」を実施します。

（1）給付要件

以下のア～ウにすべて該当する中小企業者

ア 令和6年4月から令和7年3月までの任意の1カ月において、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和6年4月から令和7年3月までの連続する3カ月において、月平均で50万円以上あること。

イ 法人の場合 市内に本店（法人税の納税地）を有すること。

個人事業者の場合 市内に住所（住民票）を有すること、または市内に主たる事業所を有すること。

ウ 今後も市内で事業継続する意思があること。

（2）給付額

1者当たり5万円

2 申請受付期間

令和7年5月9日（金）～8月29日（金）

3 申請方法

オンラインまたは郵送で申請してください。

申請書類は、5月9日（金）から、市役所高層棟7階産業支援課および各区役所に配架するほか、市ホームページに掲載します。

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/energy-sienkin.html>



4 申請サポート（問い合わせ先）

5月9日（金）から、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局（委託事業者 株式会社JTB千葉支店）において、コールセンターおよび面会またはオンラインによる相談ができる対面相談窓口を開設します。

（１）コールセンター

電話 ０４３－２２７－２２６０

（２）対面相談窓口

場所 千葉市中央区富士見２－１５－１１ IMI千葉富士見ビル４階
JTB千葉支店内

※対面相談を受ける場合には、事前予約が必要です。名称（法人は法人名、個人は屋号）、担当者名、電話番号、メールアドレスまたはFAX番号、希望日時をメールまたはFAXで送信してください。

メール chibacity-chushoenergy@jtb.com

FAX ０４３－２２７－２２６５

※対応時間は（１）、（２）いずれも平日８：３０から１７：３０

＜参考＞第１弾・第２弾との比較

	第１弾（前々回）	第２弾（前回）	第３弾（今回）
目的	エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた事業者向けに支援金を創設し、市内中小企業者の事業継続を支援する。		
対象者	中小企業者（中小企業基本法による個人事業者、会社、組合、NPO法人等）		
対象期間	令和５年４月～９月	令和５年１０月～ 令和６年３月	令和６年４月～ 令和７年３月
要件	・任意の１カ月において、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が３万円以上あること。		
	・ただし、上記金額が３万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、連続する３カ月において月平均で５０万円以上であること。		
	・法人 市内に本店（法人税の納税地）を有すること ・個人事業者 市内に住所（住民票）を有すること、 または市内に主たる事業所を有すること ・今後も市内で事業継続する意思があること		
給付金額	１０万円	５万円	５万円
申請受付期間	令和５年８月２５日～ １２月１５日 受付終了	令和６年１月３１日～ ６月１４日 受付終了	令和７年５月９日～ ８月２９日